

# 介護保険負担限度額認定申請のご案内

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)及びショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)を利用する場合の居住費(滞在費)と食費は、原則自己負担となりますが、一定の低所得要件を満たす方は申請により、これらの費用を軽減することができます。

申請ののち、審査の結果、制度に該当された方には「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。対象となるサービスをご利用の際は、利用施設に負担限度額認定証を必ずご提示ください。提示しない場合、居住費・食費についての軽減対象にはなりません。ご注意ください。

## ■対象となる方(次の要件すべてに該当する方です。)

- 1 本人及び同一世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税非課税であること  
(配偶者には事実婚の場合も含まれます。)
- 2 預貯金、有価証券、現金等の合計額が、一定の金額以下※であること  
※裏面表1の「■自己負担額」→「預貯金等の資産の状況」参照

## ■有効期間

申請月の1日から最初に迎える7月31日までです。

現在認定を受けている方が、引き続き8月1日以降も助成を希望される場合は、毎年7月末日までに申請書類の提出が必要です。

## ■申請に必要な書類(2、3は本人が生活保護受給の場合は不要です。)

提出(提示)書類	備考
1 介護保険負担限度額認定申請書	個人番号(マイナンバー)が分からない等で記載されていない場合でも、申請は受理します。個人番号が未記入の場合、以下の6、7の書類は必要ありません。
2 同意書	
3 預貯金等の資産の額が分かる書類の写し【本人・配偶者】	詳細は裏面表2「預貯金等の資産が分かる書類」に記載していますのでご確認ください。
4 介護保険被保険者証(提示)	施設に預けている等で持参できない場合は、窓口でその旨お申し出ください。
5 提出者の本人確認書類(提示) ※官公庁等が発行した公的証明書	顔写真入りのもの1点(運転免許証など)又は、顔写真のないもの2点(健康保険証など)
6 マイナンバーカードまたは通知カード等(提示)【本人・配偶者】	
7 本人以外の代理人が申請する場合は、本人からの代理権の確認できる書類	(例)委任状、介護保険被保険者証
8 登記事項証明書の写し	後見人等による申請の場合に必要

## ■提出先

香取市役所高齢者福祉課・小見川支所市民福祉班・支所課山田支所班・支所課栗原支所班  
(郵送の場合) 下記の郵送先まで申請書類等を提出してください。

〒287-8501 香取市佐原口2127番地 香取市役所高齢者福祉課保険管理班宛

■自己負担額(表1)

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況	居住費(1日あたり)				食費 (1日あたり)	
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室		
1	生活保護受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者							
2		合計所得金額+年金収入(非課税年金含む)が80万円以下の人		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
		3-①	合計所得金額+年金収入(非課税年金含む)が80万円超120万円以下の人		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
3-②			合計所得金額+年金収入(非課税年金含む)が120万円超の人		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円

- ・( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所又は短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ・【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
- ・第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。

■預貯金等の資産が分かる書類(表2) ※配偶者がいる場合は、配偶者名義のものも必要です。

資産項目	確認ために添付が必要な書類
<b>預貯金(普通預金・定期預金)</b>  ※名義の全ての預貯金が対象 ※申請日直近での記帳をお願いします。 ※申請前にまとまった金額を引き出された場合は、聞き取りや領収書等の確認をさせていただきます。	<b>通帳の写し</b> 以下の①～④がすべて必要となります。 (インターネットバンキングの場合はウェブサイトの写しも可) ①金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人 ②直近の最終残高が分かるページ ・記帳しても最新の取引日が申請日から2ヶ月以上前の場合は該当通帳の写しの余白に「以降、出入金なし」と記入してください。 ③直近の年金振り込みがわかる部分 ④定期預金・貯蓄 ・総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は、該当する全ページ。利用がない場合は、白紙の1ページ目の写しを添付。 ※証書や定期専用の別通帳がある場合は該当する全ページ及び①が分かる部分
<b>有価証券</b> (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
<b>出資金</b>	出資金がわかるものの写し
<b>金・銀(積立購入を含む)</b> その他購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
<b>投資信託</b>	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
<b>タンス預金(現金)</b>	自己申告
<b>負債(借入金・住宅ローンなど)</b> ※営む事業に関する負債は除く	借用証書(借入額、返済期日等が記載され、署名、捺印が確認できる書類) 預貯金額等の額から差し引くことができます。